

人事委員会年報

令和5年度

令和6年6月

青森県人事委員会事務局

第1 人事委員会

1 人事委員会委員

職名	氏名	任期	常勤・非常勤の別	備考
委員長	奥崎 栄一	令和 3. 4. 1～ 令和 7. 3. 31	非常勤	会社役員
委員 (委員長職務代理者)	千田 晶子	令和 4. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	非常勤	NPO 法人顧問
委員	森 理恵	平成 5. 4. 1～ 令和 9. 3. 31	非常勤	弁護士

2 人事委員会会議

(1) 令和5年度における会議の開催状況

会議名	開催	議 題	公布、公示 年 月 日
第1回委員会	5. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和5年度青森県職員採用試験全体計画案 2 令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）実施計画案 3 令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）実施計画案 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度青森県警察官採用試験（警察官A）実施計画案 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和5年度業務執行計画及び主な議決事項、協議事項等 2 令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・SPI方式）の実施状況について 3 令和5年職種別民間給与実態調査について 4 令和4年度における労働基準監督機関の職権行使等の状況について 	<p>5. 5. 8</p> <p>5. 5. 8</p>
第2回委員会	5. 5. 8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則7-4（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 3 職務に専念する義務の特例の廃止の承認 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和4年度職員採用試験合格者の採用状況 2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の対応状況について 	<p>5. 5. 8</p> <p>5. 5. 17</p>

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第3回委員会	5. 5.29	○ 議 案 1 令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・SPI方式）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 人事委員会規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 3 不利益処分に関する審査請求の受理について 4 不利益処分についての審査請求の審査に関する事務の委任について ○ その他 令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度及び大学卒業程度・社会人枠）の申込状況	5. 6. 7
第4回委員会	5. 6.28	○ 議 案 令和5年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）実施計画案 ○ 協 議 令和5年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画案	5. 7. 7
第5回委員会	5. 7.13	○ 報 告 1 専決処分した事項（警察官の採用選考）の報告 2 専決処分した事項（地方公務員法第5条第2項の規定による本委員会の意見）の報告	
第6回委員会	5. 8.10	○ 議 案 1 令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 令和5年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施計画案 3 不利益処分に関する審査請求の受理について 4 不利益処分についての審査請求の審査に関する事務の委任について 5 勤務条件に関する措置要求の受理について ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第1回）	5. 8.21
第7回委員会	5. 9. 7	○ 議 案 令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第2回） ○ その他 令和5年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の申込状況	
第8回委員会	5. 9.13	○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第3回）	
第9回委員会	5. 9.20	○ 議 案 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第4回）	

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第10回委員会	5. 9. 27	○ 議 案 1 一般任期付職員の採用等の承認 2 職務に専念する義務の特例の承認 3 職員の給与等に関する報告及び勧告案	
第11回委員会	5. 10. 10	○ 議 案 1 人事委員会規則7-4（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則案 2 令和5年（措）第1号事案（勤勉手当の減額分の回復）に関する求釈明について	5. 10. 13
第12回委員会	5. 11. 8	○ 議 案 令和5年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ その他 令和5年各都道府県人事委員会の報告及び勧告について	
第13回委員会	5. 11. 22	○ 議 案 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 審 理 令和5年（審）第1号事案（懲戒停職処分取消請求）の審理（第1回） ○ その他 1 令和5年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画の変更について 2 令和5年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施結果	
第14回委員会	5. 12. 8	○ 議 案 1 人事委員会規則7-39（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則7-62（初任給調整手当）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-80（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則案 4 令和5年（審）第1号事案（懲戒停職処分取消請求）に係る証拠の採否 ○ 審 理 令和5年（審）第1号事案（懲戒停職処分取消請求）の審理（第2回）	5. 12. 15 5. 12. 15 5. 12. 15
第15回委員会	5. 12. 22	○ 審 理 令和5年（措）第1号事案（勤勉手当の減額分の回復）の審理（第1回）	
第16回委員会	6. 1. 16	○ 協 議 職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）の見直しについて ○ その他 青森県行財政改革大綱の策定について	

会議名	開催	議 題	公布、公示 年 月 日
第17回委員会	6. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 勤務延長の期限の延長承認 2 不利益処分に関する審査請求の受理について 3 不利益処分についての審査請求の審査に関する事務の委任について ○ 審 理 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年(審)第2号事案(懲戒免職処分取消・修正請求)の審理(第1回) ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度職員採用試験の見直し及び日程(案) 	
第18回委員会	6. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 勤務延長の期限の延長承認 2 令和5年(審)第1号事案(懲戒停職処分取消請求)に係る証拠の採否 ○ 審 理 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和5年(審)第1号事案(懲戒停職処分取消請求)の審理(第3回) 2 令和5年(措)第1号事案(勤勉手当の減額分の回復)の審理(第2回) 	
第19回委員会	6. 2. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考(病院局) 2 職員の採用選考(警察本部) 3 警察官の採用選考 4 任期付職員の他の職への任用の承認 5 令和6年度青森県職員採用試験(大学卒業程度・SPI方式)実施計画案 6 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 7 人事委員会規則13-8(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則案 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 県庁組織体制の見直しについて 	 6. 3. 1 6. 3. 21
第20回委員会	6. 3. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年(措)第1号事案(勤勉手当の減額分の回復)の協議(第1回) 	
第21回委員会	6. 3. 13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局職員の任免(総括主幹以上) 2 職員の採用選考(知事部局) 3 職員の採用選考(教育委員会) 4 一般任期付職員の採用等の承認 5 勤務延長の期限の延長承認 6 職務に専念する義務の特例の承認 7 人事委員会規則7-192(退職手当の支給等)の一部を改正する規則案 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度労働基準法・労働安全衛生法等適用状況調査の実施結果 	6. 3. 15

会議名	開催	議 題	公布、公示 年 月 日
第22回委員会	6. 3. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考 2 人事委員会規則 2-3 1 (人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則 9-2 (職員の定年等)の一部を改正する規則案 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年(措)第1号事案(勤勉手当の減額分の回復)の協議(第2回) ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生医師(保健所長)の状況 	 6. 3. 29 6. 3. 29
第23回委員会	6. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考 2 人事委員会規則 7-1 0 (学校職員の特殊勤務手当)等の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則 7-2 7 (警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則 7-3 8 (給料表の適用範囲)の一部を改正する規則案 5 人事委員会規則 7-5 1 (へき地手当等)の一部を改正する規則案 6 人事委員会規則 7-6 7 (管理職手当)の一部を改正する規則案 7 人事委員会規則 7-8 3 (衛生検査手当)の一部を改正する規則案 8 人事委員会規則 7-1 1 7 (公害等調査手当)の一部を改正する規則案 9 人事委員会規則 1 2-6 (職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則案 10 勤務条件に関する措置要求の判定(案) 	 6. 3. 29 6. 3. 29 6. 3. 29 6. 3. 29 6. 3. 29 6. 3. 29 6. 3. 29 6. 3. 29 6. 3. 29

(2) 総 括

開催回数		議 案								議 案 以 外					合 計	
定 例 会	臨 時 会	規則制定・改廃	通知制定・改廃	各種試験関係	職員団体関係	不服申立て関係	各種承認関係	条例案に対する意見	その他	小 計	審 理	報 告	協 議	その他		小 計
23		19		10		11	9	3	9	61	6	2	10	15	33	94

3 条例案に対する意見

意見提出 年月日	議案番号	件名	意見
5. 7. 6	第314回定例会 (令和5年7月) 議案第2号	職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改 正する条例案	本条例案は、特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に特殊勤務手当を支給することとする等のためのものであり、適当であると考えます。
5. 9. 20	第315回定例会 (令和5年9月) 議案第5号	職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改 正する条例案	本条例案は、家畜伝染病の防疫作業のうち心身に著しい負担を与えると認められるものに従事した場合に支給する感染症等防疫作業手当の支給限度額を引き上げるためのものであり、適当であると考えます。
5. 11. 22	第316回定例会 (令和5年11月) 議案第13号	職員の給与に関する条 例等の一部を改正する 条例案	本条例案は、令和5年10月6日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並びに会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものであり、適当であると考えます。
6. 2. 22	第317回定例会 (令和6年2月) 議案第19号	障害に関する用語の表 記の整理に関する条例 案	本条例案は、障害に関する用語の表記の整理を行うものであり、適当であると考えます。
6. 2. 22	第317回定例会 (令和6年2月) 議案第24号	職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改 正する条例案	本条例案は、青森県環境保健センターの廃止及び青森県衛生研究所の設置に伴う所要の整備を行い、並びに障害の用語の整理を行うものであり、適当であると考えます。
6. 2. 22	第317回定例会 (令和6年2月) 議案第25号	職員の退職手当に関す る条例の一部を改正す る条例案	本条例案は、六十歳に達した職員に係る給料月額の減額措置による減額前の給料月額より高額な給料月額の給料を支給されたことがある職員の退職手当の基本額の特例を定めるものであり、適当であると考えます。

第 2 事 務 局

1 職 員 名 簿

グループ名	職 名	氏 名	備 考
事 務 局 長		澤 純 市	
次 長		森 田 誠	
総務・任用 グループ	総 括 主 幹	橋 本 優 子	(グループマネージャー)
	主 幹	中 堤 文 世	6.3.31出向 (東青地域県民局地域整備部主幹)
	主 幹	鷹 幸 弘 康	(任用サブマネージャー)
	主 査	櫻 庭 彰 子	
	主 事	池 田 拓 弥	6.3.31出向 (人事課主査)
給与・審査 グループ	副 参 事	兼 田 讓 司	(グループマネージャー) 6.3.31出向 (監理課副参事)
	総 括 主 幹	倉 光 快	(審査サブマネージャー)
	総 括 主 幹	梅 原 実 津	(給与サブマネージャー)
	主 査	和 山 大 輔	
	主 査	木 村 彩 子	
	主 査	神 尾 綾	
	主 事	伊 藤 美 香	6.3.31出向 (知事公室主事)

2 令和5年度予算

歳入

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
14 款 諸収入	580	0	580	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 (市) =130 10 × 30 (町 村) =300 6 × 25 (一部事務組合等) =150 定額分 65 団体 580
4 項 受託事業収入	580	0	580	
1 目 総務受託事業収入	580	0	580	
2 節 人事委員会費	580	0	580	
市町村公平 委員会事務	580	0	580	

歳出

一般会計

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
2 款 総務費				
9 項 人事委員会費	144,408	△ 3,749	140,659	
1 目 委員会費	23,327	△ 3,902	19,425	(1) 管理費 7,561
1 節 報酬	5,868	△ 530	5,338	(2) 職員費 1,069
7 節 報償費	225	△ 19	206	(3) 試験費 10,795
8 節 旅費	4,638	△ 2,597	2,041	
9 節 交際費	19		19	
10 節 需用費	4,139		4,139	
11 節 役務費	2,210	△ 188	2,022	
12 節 委託料	1,803	△ 121	1,682	
13 節 使用料及び 賃借料	1,528	△ 246	1,282	
17 節 備品購入費	155		155	
18 節 負担金補助 及び交付金	2,742	△ 201	2,541	
2 目 事務局費	121,081	153	121,234	
1 節 報酬	2,806	216	3,022	(1) 事務費 2,752
2 節 給料	57,567	261	57,828	(2) 人件費 118,482
3 節 職員手当等	37,826	△ 171	37,655	
4 節 共済費	19,968	△ 223	19,745	
8 節 旅費	152	80	232	
9 節 交際費	18		18	
10 節 需用費	2,238		2,238	
11 節 役務費	120		120	
13 節 使用料及び 賃借料	386	△ 10	376	

第 3 任 用

1 競 争 試 験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条の2第1項本文）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

令和5年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。

なお、警察官採用試験の実施については、警察本部長に委任している。

職員採用試験の申込者数については、大学卒業程度は前年度比5.6%減、大学卒業程度（社会人枠）は前年度比7.0%減、高校卒業程度は前年度比21.7%減となった。また、大学卒業程度（SPI方式）を令和5年度に新たに実施し、受験倍率は9.4倍となった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性は34.3%減、女性は前年度比で47.5%減、警察官Bは前年度比で男性は22.7%減、女性は1.4%増となった。

試験の種類	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
大 卒 程 度 （ S P I 方 式 ）	50 (-)	47 (-)	16 (-)	15 (-)	5 (-)	9.4 (-)	5 (-)	
大 卒 程 度	387 (410)	321 (338)	259 (240)	246 (219)	150 (164)	2.1 (2.1)	117 (128)	
大 卒 程 度 （ 社 会 人 枠 ）	107 (115)	76 (80)	28 (25)	27 (23)	12 (11)	6.3 (7.3)	10 (9)	
短 大 卒 程 度	10 (-)	9 (-)	7 (-)	7 (-)	2 (-)	4.5 (-)	2 (-)	
高 卒 程 度	112 (143)	102 (130)	79 (93)	78 (91)	60 (51)	1.7 (2.5)	38 (39)	
警 察 官 試 験	警 察 官 A （ 男 性 ）	94 (143)	73 (109)	70 (95)	56 (70)	30 (40)	2.4 (2.7)	25 (34)
	警 察 官 A （ 女 性 ）	21 (40)	11 (26)	11 (22)	10 (16)	6 (10)	1.8 (2.6)	6 (8)
	警 察 官 A （ 武 道 指 導 / 柔 道 ）	4 (1)	4 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	4.0 (1.0)	1 (1)
	警 察 官 A （ 武 道 指 導 / 剣 道 ）	2 (2)	2 (2)	1 (0)	1 (-)	1 (-)	2.0 (-)	1 (-)
	警 察 官 B （ 男 性 ）	167 (216)	130 (176)	114 (157)	111 (134)	44 (44)	3.0 (4.0)	27 (34)
	警 察 官 B （ 女 性 ）	72 (71)	62 (60)	52 (51)	49 (44)	15 (10)	4.1 (6.0)	10 (7)
合 計	1,026 (1,141)	837 (922)	639 (684)	602 (598)	326 (331)	2.6 (2.8)	242 (260)	

(注) 1 () 内は、令和4年度の実施状況である。

2 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

(1) 日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試験会場	採用候補者名簿 確定年月日
			第1次試験	第2次試験		
大卒程度 (SPI方式)	5. 3. 3	5. 3. 3 ～ 5. 3. 29	5. 4. 4～17 のうち受験 者が選択す る日 (5. 4. 27)	5. 5. 17 ～18 (5. 5. 30)	第1次 SPI3テストセンター 第2次 自治研修所	5. 5. 29
大卒程度	5. 5. 8	5. 5. 8 ～ 5. 5. 26	5. 6. 18 (5. 6. 27)	5. 7. 22～29 (5. 8. 14)	第1次 青森高校 明治大学駿河台キャンパスリハビリター 第2次 自治研修所	5. 8. 10
大卒程度 (社会人枠)	5. 5. 8	5. 5. 8 ～ 5. 5. 26	5. 6. 18 (5. 7. 10)	5. 8. 20 (5. 9. 8)	第1次 青森高校 明治大学駿河台キャンパスリハビリター 第2次 自治研修所	5. 9. 7
短大卒 程度	5. 7. 7	5. 8. 1 ～ 5. 8. 25	5. 9. 24 (5. 10. 4)	5. 10. 24 ～27 (5. 11. 13)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸東高校 第2次 総合社会教育センター	5. 11. 8
高卒程度						
警察官A 試験	5. 5. 1	5. 5. 8 ～ 5. 6. 16	5. 7. 9 (5. 7. 14)	5. 8. 24 ～25 (5. 9. 15)	第1次 警察学校 弘前工業高校 YSアリーナ八戸 ソニックシティ 第2次 警察学校	5. 9. 15
警察官B 試験	5. 7. 7	5. 7. 14 ～ 5. 9. 1	5. 9. 24 (5. 9. 29)	5. 11. 9 ～12 (5. 12. 1)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸東高校 第2次 警察学校	5. 12. 1

(2) 受験資格及び試験の方法

試験の種類	受験資格 [6. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度 (SPI方式)	次のいずれかに該当する者 ① 平成3年4月2日から 平成14年4月1日までに 生まれた者 [22歳以上32歳以下] ② 平成14年4月2日以降 に生まれた者で大学卒又は 大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 基礎能力試験 (SPI3) 〔基礎能力検査 性格検査〕 2 アピールシート試験	1 適性検査 2 面接試験 〔グループワーク 個別面接〕

試験の種類	受験資格 [6. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度	次のいずれかに該当する者 ① 平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 [22歳以上32歳以下] ② 平成14年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 教養試験(保健師を除く。) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 択一式 40題 (2時間)	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 〔グループワーク 個別面接〕
大卒程度 (社会人枠)	昭和39年4月2日以降に生まれた者 [59歳以下] 民間企業等における職務経験を5年以上(令和5年4月末時点)有する者	1 教養試験(行政のみ) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験(行政以外) 択一式 40題 (2時間) 3 アピールシート試験 職務経歴シート アピールシート	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 〔グループワーク 個別面接〕
短大卒程度	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 [20歳以上27歳以下]	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (栄養士・司書・総合土木) 択一式 40題(2時間) (農学・林業) 記述式 8題(2時間) (畜産) 記述式 6題(2時間)	筆記試験 1 論(作)文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 〔グループワーク 個別面接〕
高卒程度	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 [18歳以上21歳以下]		

試験の種類	受験資格 [6. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
警察官A試験	平成3年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1 教養試験 択一式 50題 警察官A試験 －2時間30分 警察官B試験 －2時間	1 論(作)文試験 1題(1時間) ※第1次試験で実施するが第1次試験合格者のみ採点を行う。 2 面接試験 〔集団面接 個別面接〕 3 適性検査 4 体力検査 持久力、瞬発力及び筋力 5 身体検査
警察官B試験	平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者(警察官Aの受験資格を有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]	2 実技試験 (警察官A(武道指導)) 3 適性検査	

(3) 実施状況

試験の種類	試験職種	採用 予定 人員	申込者 (A)	第1次試験			第2次試験			申込 倍率 (A/C)	受験 倍率 (B/C)	計	採 用 者					
				受験者 (B)	受験率 (B/A)	合格者	受験者	合格者 (C)	知事 部局				病院 局	警察 本部	教育 委員 会	小中 学校	各 種 委員 会	
〔大卒程度〕 〔SPI〕	病院運営	2	50	47	94.0	16	15	5	10.0	9.4	5		5					
	計	2	50	47	94.0	16	15	5	10.0	9.4	5		5					
大卒程度	行政	90	272	227	83.5	176	168	90	3.0	2.5	69	63			6			
	警察行政	2	7	4	57.1	3	3	1	7.0	4.0	1			1				
	化学	1	7	6	85.7	5	4	1	7.0	6.0	1	1						
	心理	5	8	8	100.0	6	6	5	1.6	1.6	5	5						
	福祉	4	10	8	80.0	7	7	4	2.5	2.0	3	3						
	保健師	11	12	11	91.7	11	11	11	1.1	1.0	10	10						
	農学	15	15	12	80.0	12	11	11	1.4	1.1	8	8						
	畜産	3	7	5	71.4	5	5	2	3.5	2.5	2	2						
	林業	3	5	4	80.0	4	4	3	1.7	1.3	1	1						
	水産	4	3	2	66.7	2	1	1	3.0	2.0								
	総合土木	18	30	25	83.3	21	19	18	1.7	1.4	14	14						
	建築	4	3	3	100.0	2	2	2	1.5	1.5	2	2						
	設備	3	1	1	100.0	1	1	0	—	—								
警察科学 (農芸化学)	1	7	5	71.4	4	4	1	7.0	5.0	1			1					
計	164	387	321	82.9	259	246	150	2.6	2.1	117	109		2	6				
大卒程度(社会人枠)	行政	5	79	55	69.6	12	12	5	15.8	11.0	3	3						
	心理	1	0	—	—	—	—	—	—	—								
	福祉	1	10	7	70.0	5	5	1	10.0	7.0	1	1						
	保健師	1	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1.0	1	1						
	農学	3	4	3	75.0	1	1	1	4.0	3.0	1	1						
	林業	1	3	2	66.7	2	2	1	3.0	2.0	1	1						
	総合土木	2	7	5	71.4	5	5	2	3.5	2.5	2	2						
	建築	1	0	—	—	—	—	—	—	—								
	設備	1	3	3	100.0	2	1	1	3.0	3.0	1	1						
計	16	107	76	71.0	28	27	12	8.9	6.3	10	10							
短大卒程度	栄養士	1	6	5	83.3	3	3	1	6.0	5.0	1				1			
	司書	1	4	4	100.0	4	4	1	4.0	4.0	1				1			
	計	2	10	9	90.0	7	7	2	5.0	4.5	2				2			
高卒程度	一般事務	6	34	30	88.2	12	12	6	5.7	5.0	2	2						
	教育事務	35	47	45	95.7	41	40	35	1.3	1.3	23				6	17		
	警察事務	9	10	10	100.0	12	12	9	1.1	1.1	6			6				
	農学	2	4	4	100.0	3	3	2	2.0	2.0	2	2						
	畜産	1	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1.0	1	1						
	林業	1	3	2	66.7	2	2	1	3.0	2.0	1	1						
	総合土木	6	13	10	76.9	8	8	6	2.2	1.7	3	3						
計	60	112	102	91.1	79	78	60	1.9	1.7	38	9		6	6	17			
警察官試験	警察官A (男性)	30	94	73	77.7	70	56	30	3.1	2.4	25			25				
	警察官A (女性)	6	21	11	52.4	11	10	6	3.5	1.8	6			6				
	警察官A (武道指導/柔道)	1	4	4	100.0	2	2	1	4.0	4.0	1			1				
	警察官A (武道指導/剣道)	1	2	2	100.0	1	1	1	2.0	2.0	1			1				
	警察官B (男性)	44	167	130	77.8	114	111	44	3.8	3.0	27			27				
	警察官B (女性)	15	72	62	86.1	52	49	15	4.8	4.1	10			10				
計	97	360	282	78.3	250	229	97	3.7	2.9	70			70					
合計	341	1,026	837	81.6	639	602	326	3.1	2.6	242	128	5	78	14	17			

(注) 1 「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。
 2 「小中学校」欄には、市町村立小・中学校に係る人員を記載した。
 3 高校卒業程度の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。

(4) 参考 (学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調)

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
(S P I方式) 大卒程度	病院運営	男	3	2		22	22											25	24	
		女				24	22	5				1	1					25	23	5
		計	3	2		46	44	5				1	1					50	47	5
	計	男	3	2		22	22											25	24	
		女				24	22	5				1	1					25	23	5
		計	3	2		46	44	5				1	1					50	47	5
大卒程度	行政	男	5	3	1	148	124	48	3	1		9	7	1				165	135	50
		女	3	3	2	96	81	38	4	4		4	4					107	92	40
		計	8	6	3	244	205	86	7	5		13	11	1				272	227	90
	警察行政	男				3	3	1										3	3	1
		女				3						1	1					4	1	
		計				6	3	1				1	1					7	4	1
	化学	男	1	1	1	3	3											4	4	1
		女				3	2											3	2	
		計	1	1	1	6	5											7	6	1
	心理	男				5	5	3										5	5	3
		女				3	3	2										3	3	2
		計				8	8	5										8	8	5
	福祉	男				2	2	1										2	2	1
		女				8	6	3										8	6	3
		計				10	8	4										10	8	4
	保健師	男				4	3	3										4	3	3
		女				8	8	8										8	8	8
		計				12	11	11										12	11	11
	農学	男	2	2	2	4	3	2										6	5	4
		女	4	2	2	5	5	5										9	7	7
		計	6	4	4	9	8	7										15	12	11
	畜産	男				3	2					1						4	2	
		女	1	1	1	1	1	1				1	1					3	3	2
		計	1	1	1	4	3	1				2	1					7	5	2
	林業	男	1	1	1	3	2	1										4	3	2
		女				1	1	1										1	1	1
		計	1	1	1	4	3	2										5	4	3
水産	男	1	1	1	2	1											3	2	1	
	女																			
	計	1	1	1	2	1											3	2	1	
総合土木	男	2	2	2	19	15	13				2	2					23	19	15	
	女				5	4	2	2	2	1							7	6	3	
	計	2	2	2	24	19	15	2	2	1	2	2					30	25	18	
建築	男				2	2	2										2	2	2	
	女										1	1					1	1		
	計				2	2	2				1	1					3	3	2	
設備	男				1	1											1	1		
	女																			
	計				1	1											1	1		

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大卒程度	警察科学 (農芸化学)	男	1	1		2	2											3	3	
		女	1			3	2	1										4	2	1
		計	2	1		5	4	1										7	5	1
	計	男	13	11	8	201	168	74	3	1		12	9	1				229	189	83
		女	9	6	5	136	113	61	6	6	1	7	7					158	132	67
	計	22	17	13	337	281	135	9	7	1	19	16	1				387	321	150	
大卒程度 (社会人枠)	行政	男	1			34	22	2	4	3	1	9	5					48	30	3
		女	3	2	1	18	15	1	1	1		9	7					31	25	2
		計	4	2	1	52	37	3	5	4	1	18	12					79	55	5
	心理	男																		
		女																		
		計																		
	福祉	男				3	1		1	1		1	1					5	3	
		女				4	3	1	1	1								5	4	1
		計				7	4	1	2	2		1	1					10	7	1
	保健師	男																		
		女				1	1	1										1	1	1
		計				1	1	1										1	1	1
	農学	男				2	1	1										2	1	1
		女				1	1		1	1								2	2	
		計				3	2	1	1	1								4	3	1
	林業	男	1	1	1													1	1	1
		女							1	1								1	1	
		回答しない	1															1		
		計	2	1	1				1	1								3	2	1
	総合土木	男				5	4	2	1	1		1						7	5	2
女																				
計					5	4	2	1	1		1						7	5	2	
建築	男																			
	女																			
	計																			
設備	男				2	2		1	1	1							3	3	1	
	女																			
	計				2	2		1	1	1							3	3	1	
計	男	2	1	1	46	30	5	7	6	2	11	6					66	43	8	
	女	3	2	1	24	20	3	4	4		9	7					40	33	4	
	回答しない	1															1			
	計	6	3	2	70	50	8	11	10	2	20	13					107	76	12	
短大卒程度	栄養士	男																		
		女				5	4	1	1	1							6	5	1	
		計				5	4	1	1	1							6	5	1	
	司書	男																		
		女				2	2	1	2	2								4	4	1
		計				2	2	1	2	2								4	4	1
計	男																			
	女				7	6	2	3	3								10	9	2	
	計				7	6	2	3	3								10	9	2	

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
高 卒 程 度	一般事務	男							3	2		14	12	1				17	14	1
		女							3	3	1	14	13	4				17	16	5
		計							6	5	1	28	25	5				34	30	6
	教育事務	男							6	6	5	14	14	12				20	20	17
		女							6	6	5	21	19	13				27	25	18
		計							12	12	10	35	33	25				47	45	35
	警察事務	男							1	1		2	2	4				3	3	4
		女							2	2	2	5	5	3				7	7	5
		計							3	3	2	7	7	7				10	10	9
	農学	男							1	1	1							1	1	1
		女										3	3	1				3	3	1
		計							1	1	1	3	3	1				4	4	2
	畜産	男										1	1	1				1	1	1
		女																		
		計										1	1	1				1	1	1
	林業	男										3	2	1				3	2	1
		女																		
		計										3	2	1				3	2	1
	総合土木	男							1			10	8	5				11	8	5
		女										2	2	1				2	2	1
		計							1			12	10	6				13	10	6
計	男							12	10	6	44	39	24				56	49	30	
	女							11	11	8	45	42	22				56	53	30	
	計							23	21	14	89	81	46				112	102	60	
警 察 官 試 験	警察官A	男				94	73	30									94	73	30	
		女				21	11	6									21	11	6	
	警察官A (武道指導/茶道)	男				2	2										2	2		
		女				2	2	1									2	2	1	
	警察官A (武道指導/剣道)	男				2	2	1									2	2	1	
		女																		
	警察官B	男							31	23	6	136	107	38				167	130	44
		女							9	5		62	57	15	1			72	62	15
	計	男				98	77	31	31	23	6	136	107	38				265	207	75
		女				23	13	7	9	5		62	57	15	1			95	75	22
計					121	90	38	40	28	6	198	164	53	1			360	282	97	
合 計	男	18	14	9	367	297	110	53	40	14	203	161	63				641	512	196	
	女	12	8	6	214	174	78	33	29	9	124	114	37	1			384	325	130	
	回答しない	1															1			
	計	31	22	15	581	471	188	86	69	23	327	275	100	1			1,026	837	326	

2 選 考

人事委員会規則で定める競争試験によることが不適當であると認められる職への採用は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条の2第1項ただし書）、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

(1) 採 用 選 考

令和5年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条各号）別状況

規 定		部 局	知 事 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職		3 (1)		5	1		9 (1)
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					17		17
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの							
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		3 (4)					3 (4)
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		1					1
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位判定が困難であると人事委員会が認める職で別表第2に掲げるもの		12	113		3		128
第7号	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用しようとする職		31	2				33
第8号	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職				4			4
第9号	職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年青森県条例第68号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職							
第10号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職		4 (21)		1			5 (21)
計			54 (26)	115	10	21		200 (26)

(注) 1 発令日が 5. 4. 1～ 6. 3. 31 の採用者である。

2 () 内は、無給併任職員で外数である。

イ 適用給料表別職層状況

適用 給料表	職名(職)	人員	部 局 別 人 員				
			知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会
行政 職	部長級	1	1				
	次長級						
	課長級	2			2		
	副参事級	1				1	
	総括主幹級	3	1		2		
	主幹級	6	5		1		
	主査級	12	12				
主事級	32	23		2	4	3	
	計	57	42	2	9	4	
警察 職	警視	2				2	
	警部	5				5	
	警部補	3				3	
	巡査部長	7				7	
	巡査						
	計	17				17	
医療 職 (一)	部長級						
	次長級						
	課長級	1		1			
	副参事級						
	総括主幹級	5	1	4			
	医師	37	1	36			
技師 (医療科)	1	1					
	計	44	3	41			
医療職 (二)	主幹級 (管理栄養士)	1		1			
	技師 (獣医師等)	27	9	17	1		
	計	28	9	18	1		
医療職 (三)	主幹級 (看護師)	1		1			
	技師 (看護師等)	50		50			
	計	51		51			
医療職 (四)	技師 (公認心理師、 精神保健福祉士)	3		3			
	計	3		3			
研究職	技師(薬剤師)						
	計						
合計		200	54	115	10	21	

(2) 選 考 試 験

事務職を採用する障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、令和5年度の状況は、次のとおりである。

ア 日程等

試 験	公 告 日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	5. 8. 21	5. 8. 21 ～ 5. 9. 15	5. 10. 15 (5. 10. 23)	5. 11. 12 (5. 11. 24)	第1次：総合社会教育センター 第2次：総合社会教育センター

イ 実施状況

試 験	試験職種	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人数
			受験者	合格者	受験者	合格者		
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	一般・ 教育事務	27	23	11	11	5	4.6	5

(注) 1 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	昭和59年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、次に掲げる手帳等の交付を受けており、活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ① 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨が記載された診断書・意見書 ② 療育手帳等又は知的障害者であることの判定書 ③ 精神障害者保健福祉手帳	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 適性検査	1 作文試験 1題(1時間) 2 面接試験 個別面接

第4 給 与

1 令和5年 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和5年10月6日）

(1) 報告

I 給与に関する事項

1～6 略

7 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 月例給

ア 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を3,907円（1.14%）下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を3,869円（0.96%）下回っていることから高卒者に係る初任給を7.8%（12,000円）、大卒程度に係る初任給を5.9%（11,000円）引き上げ、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うことを勧告したことを踏まえれば、職員の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院が医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.30月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.39月）を0.09月分下回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間に

おける民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間平均支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分については、人事院が民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしたことや、他の都道府県の動向等を踏まえると、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

8 給与制度のアップデート

人事院は、昨年の職員の給与に関する報告において表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案として、人材確保を支える処遇の実現、職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現、職員の選択を後押しする給与制度上の措置等に言及している。

本委員会においても、今後、人事院の動向等に留意しながら、給与制度のアップデートへの対応について検討していく必要がある。

II 人事管理に関する事項

社会情勢が変化する中で、複雑化・高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を確保し、育成することが不可欠であるが、近年、全国的に公務員の人材確保が厳しさを増しており、本県の職員採用試験においても受験者が減少傾向にある。

人材の確保が厳しい状況の中で、質の高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりが高い意欲とやりがいを持ち、これまで以上に活躍できる環境づくりに取り組む必要がある。職員の成長・活躍を組織として強力に支援し、個々の力を組織の力につなげることによって、組織全体の活力、パフォーマンスの向上が期待されるものである。

さらに、職員の健康確保や希望・事情に応じた柔軟な働き方の推進など、勤務環境を整備することにより、公務能率の向上だけでなく、働く場としての公務組織の魅力が高まり、多様で有為な人材の確保につながると考える。

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

複雑化・高度化する行政ニーズに迅速に対応するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけではなく、民間企業等における職務経験を有する社会人の採用、高度の専門的な知識経験を必要とする業務等への任期付職員の採用など、多様な採用制度を活用し、有為な人材を確保することが不可欠である。

本委員会では、県職員の仕事が県民の生活を支え、やりがいを感じられる魅力的なものであることをアピールするため、「技術職1DAY職場訪問」、「青森県職員採用なんでもガイダンス」等の開催やSNSによる情報発信など、任命権者と連携しながら取り組んでいるところであり、今後も受験者層の現状や傾向を分析しながら、より効果的な情報発信による受験者の掘り起こしを進めていく。

また、職員採用試験については、社会情勢の変化等を踏まえながら随時見直しを行ってきたところであり、大学卒業程度試験の病院運営職について、受験者層を拡大し、より多くの優秀な人材を確保する観点から、本年度、試験日程の前倒しや民間企業の採用試験で広く活用され、他の地方公共団体でも導入が進んでいるSPI3による試験を行ったところ、受験者数が昨年度と比較し大幅に増加し、有為な人材の確保につながった。

今後も、公務を取り巻く環境の変化を見据え、公務に求められる人物像や現行の採用手法が新たな時代に合ったものかどうか多角的な観点から検証しながら採用試験の見直しを進めていくことが重要であり、他の都道府県の状況などを参考にしながら、能力実証の観点に留意しつつ、SPI3の導入職種拡大の検討を進めるほか、人材獲得競争で競合する民間企業の採用手法や若年層を中心とした採用される側の人材の就労観、採用する側のニーズ等を踏まえながら、引き続き情報収集や課題整理等の取組を進めていく。

(2) 人材の育成等

(人材の育成)

複雑化・多様化する行政課題を解決し、行政サービスの向上や能率的な公務の運営を行うには、職員のニーズ等を踏まえ、任命権者が職員の職位に応じて必要な知識を修得させる研修と職員個人の自律的・主体的な学びを支援する取組を進めることが重要であり、現在、「青森県人材育成方針」に基づき、様々な取組が行われているところである。

今後は、定年引上げに伴う高齢層職員の活躍、行政のデジタル化の推進、職員の働く意識や価値観の変化、職員に期待される能力の変化等を踏まえ、新たな時代に対応した人材育成の在り方を検討し、取組を進める必要がある。

(人事評価制度に基づく人事管理)

人事評価制度については、職員の能力・業績を的確に把握し、評価することにより、その結果を任用・給与等の処遇や能力開発に反映させるものであり、職員が能力を最大限発揮し、組織全体の活性化と公務能率を向上させるうえで欠かせないものである。

管理職員は、日頃のコミュニケーションを土台としつつ、人事評価の指導面談にお

いて、組織及び個人の目標等の認識の共有やきめ細やかな指導・助言を行い、評価結果のフィードバックを通じて、職員の納得感を高めるなど、職員個人の成長と組織活力の向上に取り組む必要がある。

各任命権者においては、引き続き、評価の公正性、透明性、客観性を確保しながら、適切に運用していくとともに、併せて個々の職員のキャリア目標や学びの状況等を把握し、計画的な任用や育成に結び付けていく必要がある。

(女性活躍の推進)

女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことは、多様化する行政ニーズに対応し、県全体の行政サービスを向上させるために重要である。各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大等に積極的に取り組んでいるところであり、知事部局等では、令和5年4月1日時点で、女性採用比率は42.8%（目標値：毎年度40%以上）、副参事級以上の管理職に占める女性職員の割合は6.6%（目標値：令和8年4月1日までに8%以上）となっている。

今後とも、女性受験者の増加に向け積極的に取り組むほか、女性職員個々の意欲や適性を踏まえるとともにジェンダー平等の視点に立ち、人事配置や従事業務の拡大、キャリア意識の醸成を図るための研修等の充実を図っていく必要がある。

2 働き方改革・良好な勤務環境

職員一人ひとりが働きがいを感じ、これまで以上に活躍できる環境をつくるためには、職員の事情や希望に応じた柔軟な働き方を推進するとともに、仕事と生活の両立支援を図る必要がある。

また、時間外勤務の縮減や職員の健康管理の推進、ハラスメントのない職場の実現に向けた取組を進める必要がある。

(1) 柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、テレワークや時差出勤が広がり、さらに、社会における急速なデジタル化の進展による各種コミュニケーションツールやデジタルツールの活用など、柔軟な働き方を推進する動きが進んでいる。

本年の人事院勧告において、人事院は、より柔軟な働き方を推進し、職員の健康確保や希望に応じた働き方を一層可能とするため、フレックスタイム制の見直し、勤務間のインターバルの確保、テレワークガイドラインの策定等の取組を推進していく旨報告している。

フレックスタイム制の導入やテレワークの拡大、ICT活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員の仕事に対するやりがい・働きがいの向上、多様な事情や価値観を有する有為な人材の確保にもつながると期待されるものである。

本県においても柔軟な働き方に対応した勤務時間制度について、今後、国や他の都道府県の動向を踏まえ、対象となる職員の範囲や期間の拡大等を検討していく必要が

ある。

(2) 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進の観点からも重要であり、本県では、これまでも妊娠、出産、育児や介護などの事情を抱える職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、子の看護休暇の拡充、不妊治療や介護のための休暇等の整備などを行ってきたところである。各任命権者における両立支援制度の普及・啓発等の取組などにより、男性職員の育児休業取得率は、知事部局等では令和3年度の29.8%から令和4年度は61.4%に大幅に上昇するとともに、警察本部においても令和3年度の44.7%から令和4年度は64.2%に上昇するなど、一定の効果も現れてきている。

特に、男性職員の育児休業取得率については、令和6年度までに100%とするよう今年度、知事部局等の特定事業主行動計画において、目標の見直しが図られたことを踏まえれば、夫婦交替での育児休業の取得や、男性職員の育児休業の取得をしやすい職場環境づくりを進めるため、周囲の職員の理解の醸成、代替職員の確保や長時間勤務の是正に努め、引き続き仕事と生活の両立を支援していく必要がある。

(3) 時間外勤務の縮減等

働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの向上など、良好な勤務環境を整備する上で、長時間勤務の是正及び年次休暇の取得促進は、職員の健康・意欲・能力の向上、有為な人材の確保の観点からも極めて重要な課題である。

(時間外勤務の縮減)

各任命権者においては、時間外勤務の状況の定期的な把握など、時間外勤務の縮減に向けた取組を行っているところであるが、本年の本委員会の調査によると、月100時間以上の時間外勤務を行った延べ職員数は令和4年度308人、令和3年度305人となっており、令和2年度の111人から大幅な増加が続いている。この大幅な増加の要因は、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、自然災害などによる臨時・緊急的な業務への対応等やむを得ないものであり、各任命権者においては、当該業務への従事時間を考慮した対応も行われているところであるが、引き続き、時間外勤務の詳細な要因分析を踏まえ、適正な職員配置や災害時等におけるより機動的で柔軟な対応について検討する必要がある。

各所属においては、管理職員のリーダーシップ発揮によるマネジメントの強化に加え、職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識して計画的に業務を遂行するほか、デジタル技術の活用等により生産性の向上を図りながら、時間外勤務の縮減に取り組む必要がある。

(教職員の働き方改革)

学校における教職員の多忙化解消については、「学校における働き方改革プラン」に

基づき、県教育委員会と各市町村教育委員会が連携しながら取組を進めてきたところであり、令和2年度から令和4年度までの取組結果を踏まえプランを改定し、引き続き取り組んでいるところである。今後は、教育現場の実態をより把握するとともに、県教育改革有識者会議や総合教育会議などの様々な場における議論も踏まえながら、学校における働く環境が改善し、多忙化が解消されるよう、教育委員会が学校と一丸となって取組を進める必要がある。

(年次休暇の取得促進)

年次休暇の取得促進については、各任命権者において、年次休暇の計画的利用について周知を図るとともに、年次休暇取得日数が特に少ない職員に対して個別に取得を呼びかけるなどの取組を進めているところである。

令和4年の職員1人当たりの年次休暇の取得日数は13.3日となっており、令和3年の13.0日からわずかに増加しているが、各任命権者がそれぞれの特定事業主行動計画において、職員1人当たりの取得日数を16日へと増加させる目標を設定していることを踏まえれば、各所属においては、柔軟で効率的な業務運営を図るとともに、管理職員が自ら率先して休暇を取得することや、職員一人ひとりの休暇取得に対する意識を高めることに加え、業務の見直しや実施時期の工夫等による休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組むことが必要である。

(4) 健康管理の推進

職員が心身ともに健康であることは、職員本人や家族にとってとても大切なことであるとともに、職務遂行においてその能力を十分に発揮するための前提であり、職員の健康の確保は重要な課題である。

心の健康づくりの推進については、各任命権者において、メンタルヘルス研修、個別の健康相談の実施、ストレスチェック制度の活用、メンタルヘルス不調による休職者等の職場復帰支援など様々な対策が講じられてきたところであるが、長期の病気休暇取得者・休職者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。職員が職務を円滑かつ適切に遂行する上で、心の健康の保持増進は極めて重要な課題であることから、ストレスチェック等による職員自らの心の健康状態の把握や、職場環境が大きく変化した職員や業務に不慣れな職員に対する上司・同僚の適切なフォロー、円滑なコミュニケーション等を丁寧に進めることが重要である。

近年、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、自然災害などにより長時間の時間外勤務を行う職員が増加している状況が続いており、過重労働による健康への影響が懸念されることから、時間外勤務縮減の取組に加え、産業医等による面接指導を通じて心身の健康状態を確認する必要がある。

さらに、職員自らが心身の健康づくりに努めることや、各任命権者においては、今後増加する高齢層職員を含め、全職員が心身ともに安心して働ける職場づくりに継続的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながる行為である。

近年、本委員会へのハラスメントに関する苦情相談件数は増加傾向にあるが、ハラスメントは根絶する強い意志を持って対策を行わなければ減らすことさえ期待できない。

各任命権者においては、苦情相談体制の整備、研修内容の充実、定期的な啓発・周知の取組などを進めているところであるが、各所属においても、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントについて理解を深めるとともに、無意識の思い込みや先入観を持たずにコミュニケーションを図るなど、ハラスメント・ゼロの職場づくりに向けより一層取り組む必要がある。

また、多様性を認め合う社会づくりを目指す動きが広がる中、性的マイノリティに対するハラスメントについても理解を深めていく必要がある。

3 高齢層職員の能力・経験の活用

人口減少社会における労働力の減少を踏まえ、豊かな知識や経験、高い技術等を持つ高齢層職員の能力・経験のより一層の活用を進めるため、今年度から定年の引上げに係る制度が施行されたところである。今後は、定年引上げ対象者に対して適時適切に情報提供・意思確認等を行うとともに、高齢層の職員がモチベーションを確保しながら働くことができる勤務環境の整備のため、能力・経験に応じた人員配置や学び直しのための支援等の取組を進める必要がある。

4 会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員制度については、地方公務員法等の改正により令和2年4月から導入され、各任命権者において、これまでも国から示された留意事項等を踏まえ適切に運用されてきたところであるが、今般の地方自治法の改正や国の給与に係る取扱い通知等に留意しながら、引き続き、適切に対応していく必要がある。

III 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.475月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.575月分）とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4625月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5625月分）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和5年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

2 職員の給与制度の動き

職員に支給される給料及び諸手当に係る規則のうち、令和5年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則7-4(感染症等防疫作業手当)	R5.5.8	新型コロナウイルス感染症の感染症法5類移行に伴い、手当の特例措置を廃止する改正を行った。
	R5.10.13	鳥インフルエンザの殺処分等の作業に従事した場合の手当額の改正を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-10 (学校職員の特殊勤務手当)	R6. 4. 1	障害に関する用語の表記の整理に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-27 (警察職員の特殊勤務手当)	R6. 3. 28 (第1条 R6. 1. 1適用、第2条 R6. 4. 1施行)	令和6年能登半島地震に係る災害応急警備等手当の手当額を定めるとともに死体取扱手当に係る規定の整理を行うため及び青森県警察組織規則の改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-33 (失業者の退職手当)	R6. 4. 1	障害に関する用語の表記の整理に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-38 (給料表の適用範囲)	R6. 4. 1	青森県行政組織規則の改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-39 (初任給、昇格、昇給等の基準)	R5. 12. 15 (R5. 4. 1適用)	給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行った。
	R6. 4. 1	障害に関する用語の表記の整理に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-51 (へき地手当等)	R6. 3. 29	共同調理場の移転に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-62 (初任給調整手当)	R5. 12. 15 (R5. 4. 1適用)	初任給調整手当の支給限度額の改定に伴い、職員の区分及び期間区分ごとに定めている手当額の改定を行った。
人事委員会規則 7-67 (管理職手当)	R6. 4. 1	青森県行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-80 (期末手当及び勤勉手当)	R5. 12. 15 (第1条 R5. 12. 1適用、第2条 R6. 4. 1施行)	勤勉手当の支給割合の改定に伴い、成績率の改定を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7 - 8 3 (衛生検査手当)	R6. 4. 1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7 - 1 1 7 (公害等調査手当)	R6. 4. 1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7 - 1 9 2 (退職手当の支給等)	R6. 3. 15 (R5. 4. 1適用)	引用する職員の退職手当に関する条例の附則が移動したことに伴い、所要の改正を行った。

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和5年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R6.4.1	配偶者等を対象とする休暇等を同性パートナーにも認めることに伴い必要となる制度の整備等及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
	R6.4.1	障害に関する用語の表記の整理に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則13-9 (職員の育児休業等に関する規則)	R6.4.1	障害に関する用語の表記の整理に伴い、所要の改正を行った。

第 6 審 査

1 不利益処分についての審査請求

令和5年度においては、新たな審査請求が3件あり、年度末における係属事案は3件である。
審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事 案 名	申立年月日 (申立人数)	処 分 理 由	審理方式	処理年月日	処理結果
県	懲戒停職処分取消請求	R5. 5. 10 (1)	わいせつ行為	書面審理	継続	
委託	懲戒免職処分取消・修正請求	R5. 7. 23 (1)	わいせつ行為	書面審理	継続	
県	懲戒免職処分取消請求	R6. 1. 17 (1)	わいせつ行為	書面審理	継続	

2 勤務条件に関する措置要求

令和5年度においては、新たな措置要求が1件あり、その処理状況は、次のとおりである。

区分	事 案 名	要求年月日	要 求 理 由	処理年月日	処理結果	備考
県	勤勉手当の減額分の回復	R5. 7. 28	訓告を受けたことで勤勉手当が減額されたが、訓告の理由とされた事実はない。	R6. 3. 28	棄却	

3 公務災害補償の実施についての審査請求

令和5年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

4 職員の苦情の処理

令和5年度においては、27件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件・ サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	パワハラ・ セクハラ等	計
県	5	1				4	10
委託	5	2	2			8	17

5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

令和5年度においては、意見聴取の申出はなく、また、係属している事案もない。

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

令和5年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加し、又はこれから削除した事業所等は、次のとおりである。

区分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の廃止により号別区分から削除したもの	県立各学校校舎	12号	R5.4.1	R5.4.3

2 事業所調査等

(1) 事業所調査

ア 趣旨

職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、実施。

イ 調査実施期間 令和5年10～11月

ウ 調査対象事業所数 9事業所（知事部局4、教育委員会2、警察本部3）
（12号事業所2、官公署7）

エ 調査項目

- (ア) 勤務時間・休憩時間・休暇・宿日直勤務
- (イ) 安全衛生管理体制（作業場の定期巡視等）
- (ウ) 健康診断の実施
- (エ) 労働災害の発生
- (オ) 機械・装置等の管理状況
- (カ) 危険有害業務（有機溶剤の取扱い等）の管理
- (キ) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策

オ 調査結果

(ア) 労働基準法関係

- ・人事委員会の許可回数を超えた宿直の実施 [1]

(イ) 労働安全衛生法関係

- ・産業医の未選任 [1]
- ・局所排気装置に対する定期自主検査の未実施 [1]
- ・局所排気装置及び防じん装置に対する定期自主検査の未実施 [1]
- ・シャーリングマシン（せん断機）に対する定期自主検査の未実施 [1]
- ・特定化学物質取扱作業場における局所排気装置等の未設置 [1]
- ・アーク溶接作業場における溶接ヒュームの濃度測定の未実施 [2]
- ・特定化学物質（溶接ヒューム）作業主任者の未選任 [1]
- ・特定粉じん作業を行う職員に対する特別教育の未実施 [2]
- ・特定粉じん作業実施作業場における作業環境測定の未実施 [1]

※ [] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

(2) 時間外勤務等の実施状況調査

ア 趣旨

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）を締結している事業所（12号事業所）を対象として、その遵守状況を把握するため、実施。

イ 調査実施方法 半期毎に実施

ウ 調査対象事業所数 令和4年度下半期：93事業所
令和5年度上半期：85事業所

エ 調査結果

令和5年9月30日までの期間中、1事業所において、36協定の上限を超えて労働させていた。

3 その他の職権行使の状況

令和5年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定	3	3	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届	3	3	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新規 59 更新 26	59 26	〃 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	〃 第41条

(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	33	33	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	4	2	〃 第13条
定期健康診断結果報告	132	72	〃 第52条
心理的な負担の程度を把握するための 検査結果等報告書	72	72	〃 第52条の21
機械等設置届	5	1	〃 第86条

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
機械等変更届	0	0	労働安全衛生規則第86条
労働者死傷病報告（休業4日以上）	12	11	〃 第97条第1項
〃（休業4日未満）	6	6	〃 第97条第2項
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	0	0	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	52	26	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	33	15	〃 第41条
高気圧業務健康診断結果報告	2	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条

第8 職員団体等

1 職員団体の登録

令和5年度において、当委員会の登録を受けている職員団体は、43団体である。また、青森県職員組合ほか34団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。

令和5年度における変更登録等の状況及び令和5年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

(1) 令和5年度における変更登録の状況

区分	登録団体数	変更登録 団体数	登録取消等 団体数	変更登録事項（件数）		
				規 約	役員の氏名等	計
県関係	7	5	0	0	5	5
委託関係	36	30	0	0	41	41
計	43	35	0	0	46	46

(2) 令和5年度末における登録職員団体の状況

ア 県関係（7団体）

区分	団体名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主たる 事務所の 所在地	法人 格の有無	令和5年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
県職員	青森県職員組合	S26. 5. 12	根城 伸悦	青森市	有	役員の氏名等（R5. 4. 11）
教職員	青森県高等学校・ 障害児学校 教職員組合	S28. 1. 30	逢坂 拓	〃	〃	〃（R5. 4. 4）
〃	青森県 教職員組合	S28. 4. 15	渡部 秀逸	〃	〃	〃（R5. 4. 10）
〃	青森県北地方 教職員組合	S41. 9. 29	鍋田 千秋	五所川原市	無	〃（R5. 4. 6）
〃	下北教職員組合	S47. 7. 20	菊池 隆一	むつ市	有	
〃	青森県上北地方 教職員組合	S50. 10. 28	蝦名 憲仁	十和田市	無	役員の氏名等（R5. 4. 4）
〃	日教組青森県 教職員組合	H2. 1. 24	丹代 臣治	五所川原市	有	

イ 委 託 関 係 (3 6 団 体)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 5 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 (登 録 等 年 月 日)
市 町 村 職 員	青 森 市 役 所 職 員 組 合	S41. 9. 29	森 良 江	青 森 市	有	役 員 の 氏 名 等 (R5. 4. 7) " (R5. 12. 1)
"	弘 前 市 職 員 組 合	"	笹 森 康 寛	弘 前 市	"	
"	つ が る 市 職 員 組 合	"	片 山 勉	つ が る 市	"	" (R5. 4. 13)
"	自 治 労 東 北 町 職 員 組 合	"	阿 部 治	上 北 郡 東 北 町	"	役 員 の 氏 名 等 (R5. 4. 5) " (R5. 9. 20)
"	東 北 町 職 員 組 合	S42. 5. 30	漆 畑 清 輝	"	"	" (R5. 8. 21)
"	田 舎 館 村 職 員 組 合	S42. 9. 4	喜 多 島 啓	南 津 軽 郡 田 舎 館 村	"	" (R5. 7. 4)
"	鱒 ケ 沢 町 職 員 組 合	S42. 9. 8	佐 藤 仁	西 津 軽 郡 鱒 ケ 沢 町	"	" (R6. 3. 4)
"	深 浦 町 職 員 組 合	S42. 12. 2	斉 藤 徹 伸	西 津 軽 郡 深 浦 町	"	役 員 の 氏 名 等 (R5. 4. 20) " (R5. 10. 16)
"	横 浜 町 職 員 組 合	S42. 11. 2	前 田 侑 佑	上 北 郡 横 浜 町	"	役 員 の 氏 名 等 (R5. 4. 24) " (R5. 12. 26)
"	三 沢 市 職 員 組 合	S43. 6. 24	平 出 晃 一	三 沢 市	"	
"	黒 石 市 職 員 組 合	S44. 9. 18	大 瀬 公 正	黒 石 市	"	役 員 の 氏 名 等 (R5. 4. 4) " (R5. 10. 6)
"	平 川 市 職 員 労 働 組 合	S45. 10. 20	松 田 正 志	平 川 市	"	" (R5. 12. 14)
"	大 間 町 職 員 組 合	S46. 9. 2	赤 田 一 美	下 北 郡 大 間 町	"	" (R5. 12. 12)
"	鶴 田 町 職 員 組 合	S48. 10. 15	坂 本 博 之	北 津 軽 郡 鶴 田 町	"	" (R5. 11. 27)
"	十 和 田 市 職 員 組 合	S51. 1. 14	佐 々 木 了 磨	十 和 田 市	"	役 員 の 氏 名 等 (R5. 4. 14) " (R5. 11. 16)

区分	団体名	登録年月日	代表者名	主たる事務所の所在地	法人格の有無	令和5年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村職員	野辺地町職員組合	S54. 5. 25	沼尾 健一	上北郡野辺地町	有	役員の氏名等 (R5. 4. 18) " (R5. 7. 12)
"	八戸市職員組合	S57. 1. 11	漆戸 啓二	八戸市	"	" (R5. 4. 26) " (R5. 11. 29)
"	蓬田村職員組合	S57. 10. 13	福井飛雄馬	東津軽郡蓬田村	"	" (R5. 4. 11) " (R5. 11. 9)
"	風間浦村職員組合	S59. 1. 24	川崎 洋輔	下北郡風間浦村	"	" (R6. 1. 11)
"	外ヶ浜町職員組合	S61. 1. 24	小笠原大倫	東津軽郡外ヶ浜町	"	" (R5. 4. 10) " (R6. 1. 12)
"	むつ市職員組合	S42. 10. 16	種市 大輝	むつ市	"	" (R5. 10. 25)
"	五所川原市職員組合	H8. 6. 19	山中 潤哉	五所川原市	"	
"	おいらせ町職員組合	H10. 3. 26	高橋 勝江	上北郡おいらせ町	"	" (R5. 12. 1)
"	六戸町職員組合	H10. 7. 13	柴山 英夫	上北郡六戸町	"	" (R6. 3. 15)
"	平内町職員組合	H10. 8. 27	木村 秀樹	東津軽郡平内町	"	" (R5. 4. 18) " (R5. 7. 26)
"	五所川原市役所職員労働組合	H11. 7. 26	中嶋 真哉	五所川原市	無	" (R5. 5. 19)
"	下北地域広域行政事務組合職員組合	H14. 1. 23	佐藤 大輔	むつ市	"	" (R5. 10. 30)
"	今別町職員組合	H15. 2. 12	島貫 一也	東津軽郡今別町	有	" (R5. 9. 14)
"	階上町職員組合	H15. 11. 27	中居 勉	三戸郡階上町	"	
"	西北五環境整備事務組合職員労働組合	H17. 3. 24	佐藤 淳一	五所川原市	無	

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 5 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 (登 録 等 年 月 日)
市 町 村 職 員	一 部 事 務 組 合 下 北 医 療 セ ン タ ー 職 員 組 合	H17. 11. 29	山 本 由 香 里	む つ 市	〃	役 員 の 氏 名 等 (R5. 10. 30)
〃	藤 崎 町 職 員 組 合	H18. 1. 19	木 村 大 公	南 津 軽 郡 藤 崎 町	有	〃 (R5. 9. 21)
〃	中 泊 町 職 員 労 働 組 合	H21. 11. 20	田 中 寿 和	北 津 軽 郡 中 泊 町	無	〃 (R5. 11. 13)
〃	東 通 村 職 員 組 合	H23. 8. 17	上 路 一 仁	む つ 市	〃	〃 (R6. 3. 15)
〃	大 鱒 町 職 員 組 合	H24. 6. 14	福 田 和 光	南 津 軽 郡 大 鱒 町	〃	〃 (R6. 1. 22)
〃	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 職 員 組 合	H24. 8. 17	相 坂 隆 之	上 北 郡 七 戸 町	〃	

2 管理職員等の範囲の指定

令和5年度においては、規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回、規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回改正した。これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

(1) 県 関 係

機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
本 庁	知事部局	副参事（課の人事事務等を主として担当するもの）	室長、室長代理	R5. 5. 17

(2) 委 託 関 係

団 体 名	機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
弘 前 市	本 庁	市長部局	総括主幹（予算担当）		R5. 6. 7
八 戸 市	本 庁	市長部局	こども・子育て政策推進監		
	出先機関	保健所	課長		
		下水道事務所	所長、副所長、課長		
黒 石 市	本 庁	市長部局	主幹（庁舎管理担当）		
む つ 市	本 庁	市長部局	農林畜水産業推進監、総括主幹（予算、庁舎管理担当）		
		教育委員会事務局	施設整備技術監		
深 浦 町	本 庁	農業委員会事務局	事務局長		
横 浜 町	本 庁	町長部局	課長代理（人事、予算担当）	総務防災グループリーダー、企画財政グループリーダー	
東 通 村	本 庁	村長部局	防災安全グループリーダー		
一部事務組合下北医療センター	むつ総合病院		総括主幹（人事担当）、主幹（人事担当）		

第9 公平委員会事務の受託

令和5年度において、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10市30町村25一部事務組合3広域連合の計68団体となっている。

1 市町村関係

委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日
青森市	H17. 7. 1	鱒ヶ沢町	S50. 4. 1	六ヶ所村	S31. 4. 10
弘前市	H18. 4. 1	深浦町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八戸市	S30.10.25	西目屋村	S32. 4. 4	大間町	S37. 4. 1
黒石市	S30. 4. 1	藤崎町	H17. 7. 1	東通村	H 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大鰐町	S30. 4. 1	風間浦村	S39. 7. 15
十和田市	H17. 4. 1	田舎館村	S31. 4. 10	佐井村	H 7. 4. 1
三沢市	S32. 4. 4	板柳町	S30.10.25	三戸町	S31. 4. 10
むつ市	H 3.12.26	鶴田町	S30.10.25	五戸町	S30.10.25
つがる市	H17. 4. 1	中泊町	H17. 7. 1	田子町	S31. 4. 10
平川市	H18. 4. 1	野辺地町	S30.10.25	南部町	H18. 4. 1
平内町	S41. 1. 1	七戸町	H17. 7. 1	階上町	S29. 1. 5
今別町	S30.10.25	六戸町	S30. 4. 1	新郷村	S31. 9. 5
蓬田村	S30.10.25	横浜町	S35. 4. 9		
外ヶ浜町	H17. 7. 1	東北町	H17. 7. 1		

2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日
青森県市町村職員退職手当組合	S37.10.15	下北地域広域行政事務組合	S48.8.1	青森県市長会館管理組合	R2.4.1
青森県市町村総合事務組合	S37.10.15	上北地方教育・福祉事務組合	S49.11.1	田子高原広域事務組合	R2.4.1
弘前地区環境整備事務組合	S38.7.1	鱒ヶ沢地区消防事務組合	S50.4.1	津軽広域水道企業団	R3.3.29
西海岸衛生処理組合	S46.11.1	十和田地域広域事務組合	S51.4.1	久吉ダム水道企業団	R3.3.29
一部事務組合下北医療センター	S46.11.1	黒石地区清掃施設組合	S59.8.1	八戸圏域水道企業団	R3.3.29
弘前地区消防事務組合	S47.1.1	青森県交通災害共済組合	H3.4.1		
八戸地域広域市町村圏事務組合	S47.8.1	西北五広域福祉事務組合	H3.4.1		
五所川原地区消防事務組合	S47.8.1	青森地域広域事務組合	H3.8.1		
西北五環境整備事務組合	S47.8.1	北部上北広域事務組合	H8.8.1		
中部上北広域事業組合	S47.11.1	三戸地区環境整備事務組合	H9.1.1		

3 広域連合関係

委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日
津軽広域連合	H10.8.1	つがる西北五広域連合	H11.11.1	青森県後期高齢者医療広域連合	H19.8.1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額特別事務処理費（公平審査の事案があった場合その処理に要した経費及び退職管理に係る事務の処理に要した経費）を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

第 1 0 そ の 他

1 年間の主な動き

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
(5. 3. 3)	(令和5年度青森県職員採用試験(大卒程度・SPI方式)公告)
5. 4. 4~17	職員採用試験(大卒程度・SPI方式)第1次試験
4. 27	第1回委員会
5. 8	第2回委員会
〃	令和5年度青森県職員採用試験(大卒程度及び大卒程度・社会人枠)公告
5. 17	職員採用試験(大卒程度・SPI方式)第2次試験
5. 29	第3回委員会
5. 30	職員採用試験(大卒程度・SPI方式)合格発表
6. 15	ブロック委員長・事務局長会議(書面決議)
6. 18	職員採用試験(大卒程度及び大卒程度・社会人枠)第1次試験
6. 27	面接技法講習会
6. 28	第4回委員会
6. 29	第131回全国人事委員会連合会総会(東京都)
7. 6~7	第66回公平審査事務研修会(札幌市)
7. 7	令和5年度青森県職員採用試験(短大卒・高卒程度)公告
7. 13	第5回委員会
7. 22~30	職員採用試験(大卒程度)第2次試験
8. 9	青森県庁技術職1DAY職場訪問・事務職採用試験(高卒程度)説明会
8. 10	第6回委員会
8. 14	職員採用試験(大卒程度)合格発表
8. 20	職員採用試験(大卒程度・社会人枠)第2次試験
8. 21	障害者採用選考試験公告
8. 25	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議(Web開催)
8. 31	ブロック委員・事務局長合同会議(秋田市)
9. 4	ブロック給与事務会議(山形市)
9. 7	第7回委員会
9. 8	職員採用試験(大卒程度・社会人枠)合格発表
9. 13	第8回委員会
9. 20	第9回委員会
9. 24	職員採用試験(短大卒・高卒程度)第1次試験
9. 27	第10回委員会
10. 6	職員の給与等に関する報告及び勧告
10. 10	第11回委員会
10. 15	障害者選考第1次試験
10. 24~27	職員採用試験(短大卒・高卒程度)第2次試験
11. 8	第12回委員会
11. 12	障害者選考第2次試験
11. 13	職員採用試験(短大卒・高卒程度)合格発表
11. 22	第13回委員会
11. 24	障害者選考試験合格発表
12. 7	令和5年度採用試験担当者講習会(東京都)
12. 8	第14回委員会
12. 22	第15回委員会
12. 25	青森県庁JOBセミナー

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
6. 1. 16	第16回委員会
1. 31	第17回委員会
2. 6	ブロック任用事務会議（書面開催）
2. 9	第18回委員会
〃	ブロック給与事務研修会（青森市）
2. 22	第19回委員会
3. 4	第20回委員会
3. 5	青森県職員採用試験オンライン説明会
3. 13	第21回委員会
3. 22	第22回委員会
3. 28	第23回委員会

2 各種会議実施状況

(1) 全国人事委員会連合会関係

ア 総 会

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
第131回 全人連総会	5. 6. 29 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ○永年勤続者の表彰 ○議 事 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和4年度決算について 2 令和5年度事業計画案及び予算案について 3 第132回総会について 4 第67回公平審査事務研修会について 5 令和6・7年度専門部会の運営について ○報 告 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和4・5年度専門部会の中間報告について 2 第65回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第66回公平審査事務研修会について 4 令和5年度理事について 5 「園遊会」への招待者について 6 ブロック活動状況報告について ○役員選挙 ○講 演 <ul style="list-style-type: none"> 「人事院における人材確保の取組や今後の人事行政のあり方」 人事院総裁 川本 裕子 氏

イ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容 等
第66回 公平審査事務研修 会	5. 7. 6 ~ 7 (札幌市)	○講 演 「地方公務員行政の現状と課題」 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 鎌田 静香 氏 ○分科会研究討議

(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係

ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員長・事務局長 会議	5. 6. 15 (書面決議)	○議 事 1 令和5年度分担金について 2 令和4年度事業報告及び歳入歳出決算について 3 令和5年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案) について 4 令和5年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事 委員会の選出について 5 令和5年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事 委員会の選出について 6 令和5年度全人連役員(会長・副会長)選出のため の選考委員の選出について ○報 告 1 令和5年度全人連理事の選出について 2 令和5年度全人連に係る日程等について
委員・事務局長 合同会議	5. 8. 31 (秋田市)	1 委員・事務局長合同会議 ○議事(議題) ① 受験者の増加に向けた取組みについて ② 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討 状況について 2 委員会議 ○議事(議題) ① テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間 制度等について ② 大卒程度試験における面接試験について 3 事務局長会議 ○議事(議題) ① 受験者向け説明会の参加者確保について ② 職員からの苦情相談について ③ 高校生及び専門学校生を対象とした採用広報活動 について ④ 子育て支援に係る休暇制度について ⑤ 受験者確保のための募集広報活動について ① S P I 3等の実施状況について

イ 課長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
給与事務会議	5. 9. 4 (山形市)	1 課長・係長合同会議 ○協議事項 在宅勤務等手当に係る対応について 2 分科会 (1) 課長会議 ① フレックスタイム制の実施状況等について ② 勤務時間の把握方法について (2) 係長会議 ① 人事委員会報告・勧告に係る参考資料について ② 普通自動車等を使用する職員に支給する通勤手当について ③ 獣医師に係る初任給調整手当について ④ 会計年度任用職員の給与水準について ⑤ 人事委員会報告・勧告の構成等について ⑥ 人事委員会報告・勧告に向けた作業の効率化について ⑦ 人事院報告・勧告に対する各団体の検討状況

ウ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容
給与事務研修会	6. 2. 9 (青森市)	○意見交換 1 主な給料表における最高号給到達者の状況について 2 扶養手当の付け替えについて 3 扶養手当にかかる所得の取扱いについて 4 育児休業から復帰した職員の通勤手当の支給単位期間の開始について 5 通勤手当における特別料金等の取扱いについて 6 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間について 7 国の特勤手当の見直しに係る対応（へき地級地との均衡の観点）について 8 へき地学校等の指定の見直しにおけるバス路線廃止の取扱いについて 9 管理職員の平日深夜における時間外勤務の状況について 10 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫作業に従事した職員に対する手当について 11 マネジメント人材確保対策の一環として、管理監督職群指定の検討状況等について 12 給与制度のアップデートにおける俸給制度の見直しを踏まえた給料表の改正等について 13 給与制度のアップデートについて 14 職種別民間給与実態調査について

- 15 民調の実施体制等について
- 16 支払監理の実施状況について
- 17 支払監理事務の具体的な手法について
- 18 委員会業務におけるデジタルツールの活用等について

エ 事務会議

会議名	開催日・開催地	議題等
任用事務会議	6. 2. 6 (書面開催)	<p>○意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大卒程度試験における先行実施（又は秋実施）試験との併願の可否について 2 職務経験者を対象とした採用試験における受験者の専門知識や業務経験の評定方法について 3 高卒程度試験の受験者確保対策について 4 試験問題印刷に係る事務処理について 5 同一職種の個別面接における面接員について 6 マネジメント人材の確保対策について 7 採用試験における電子化の状況について 8 追加募集について 9 任期付職員の採用について 10 職員採用試験における辞退者抑制対策について 11 説明会の開催時期・開催手法について 12 「先行枠」試験の実施状況について 13 郵便物の配達日繰り下げに伴う対応について

(3) 全国人事委員会事務局長会議（総務省主催）

会議名	開催日・開催地	議題等
全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	5. 8. 25 (Web開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員の任用・勤務条件等について 2 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 3 給与及び定員管理の諸問題について 4 人事院の勧告について 5 地方公務員共済組合制度における「マイナンバー情報総点検」への対応について 6 職員の生活設計の支援に関する厚生施策の一層の推進について 7 地方公務員の労働安全衛生について 8 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について 9 地方行革について 10 地域DX推進に向けたデジタル人材の確保・育成に係る支援策について 11 自治大学校の研修事業について 12 消防行政について

令和6年度事務局職員名簿

電話 (総務) 017-734-9825
 (任用) 017-734-9829
 (給与) 017-734-9830
 (審査) 017-734-9826
 F A X 017-734-8242

グループ名	職 名	氏 名	備 考
	事 務 局 長	澤 純 市	
	次 長	森 田 誠	
総務・任用 グループ	総 括 主 幹	橋 本 優 子	(グループマネージャー)
	主 幹	鷹 幸 弘 康	(任用サブマネージャー)
	主 査	杉 田 ゆかり	(総務)
	主 査	櫻 庭 彰 子	(任用)
	主 事	常 田 咲 希	(任用)
給与・審査 グループ	総 括 主 幹	田 村 和 久	(グループマネージャー)
	総 括 主 幹	倉 光 快	(審査サブマネージャー)
	総 括 主 幹	梅 原 実 津	(給与サブマネージャー)
	主 査	和 山 大 輔	(給与)
	主 査	木 村 彩 子	(給与)
	主 査	神 尾 綾	(給与)
	主 事	田 澤 遥	(審査)